

消費者トラブル事例

【訪問購入】

令和4年3月

<目次>

01：訪問購入の業者に売った貴金属

02：車の売却契約後のキャンセル

分類	被服品	販売方法	訪問購入
タイトル	訪問購入の業者に売った貴金属		
相談内容	<p>2～3日前に、「いらぬ着物や衣類を買い取りに伺います。」と電話があった。処分したい着物があったので、来てもらうことにした。その日のうちに業者が来た。業者は玄関先に座り込んで、着物には目もくれず、「貴金属や宝石はないか。」と聞いた。業者が、流れるように強引に話をするので、催眠術にかかったみたいに、あれよあれよという間にダイヤの婚約指輪、プラチナの結婚指輪、母の形見の18金のネックレスなどを見せてしまった。業者は、まとめて2万円で買うと言って、一方的に代金と領収書を置いて帰って行った。</p> <p>どれも大事な品なので、クーリング・オフして取り戻したい。(60代 女性 家事従事者)</p>		
処理結果概要	<p>相談のケースは、特定商取引法の訪問購入に該当します。クーリング・オフできることを伝え、クーリング・オフの方法を助言しました。その結果、商品は手元に戻り、代金を返金しました。</p>		

※1 特定商取引法の改正により、申込みをした者の承諾を得て、電磁的方法でも契約書面を交付できる。
(令和5年6月16日までに施行)

[＜目次へ戻る＞](#)

分類	自動車	販売方法	訪問購入
タイトル	車の売却契約後のキャンセル		
相談内容	<p>自家用車を買取してもらおうと思い、中古車買取比較サイトに接続し、買取価格の見積もりを依頼した。</p> <p>最初に来た業者に「今契約してくれたら130万円で買い取る。」といわれ、中古車を売却する契約書にサインした。車の引き渡しは1週間後の予定だ。</p> <p>しかし、売却するならその車に乗りたいと義弟にいわれた。契約した翌日、車の売却をキャンセルしたいと業者に電話したら、キャンセル料を請求すると言われた。キャンセル料を払わずキャンセルしたい。(30代 男性 給与生活者)</p>		
処理結果概要	<p>契約書の「契約の成立の時期」「解除」についての規約を確認するよう助言しました。</p> <p>「契約の成立時期」については、「本契約は、売主が契約車両を買主に売り渡すことに同意し、売主及び買主が本契約書表面の署名欄に署名又は記名押印することにより成立する」、「契約の解除」については「売主は本契約締結日から契約車両の引渡しを行った日の翌日までは、買主に通知することにより何等の負担なく本契約を解除することができるものとする」と記載があるとのことでした。</p> <p>まだ車両を引き渡していないので、規約に基づいて解除すると業者に申出るよう助言しました。</p>		

[＜目次へ戻る＞](#)